



2022年2月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト
住 所 東 京 都 港 区 北 青 山 二 丁 目 11 番 3 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 仁
(コード番号：3928)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 小 出 孝 雄
TEL. 03-6864-4261

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日の取締役会において、2022年3月29日開催予定の定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社は新規事業であるファンタジースポーツ事業、クラブDX事業を含むスポーツDX事業に全社を挙げて取り組んでおり、関連した取組み内容について、定款上の事業目的に追加するものです（第2条第8項（改訂））。
- (2) 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、不要な規定を廃止し、株主総会参考資料等について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付時に記載事項の一部を省略可能とする規定を追加するものです。また、同内容の効力発生日を規定するものです（第17条、附則第2条（新設））。
- (3) 字句の誤記・脱字の修正のために変更をおこなうものです（第16条）。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日（火）
定款変更の効力発生日 2022年3月29日（火）

以上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 インターネットを利用した各種情報提供サービス業 2 マルチメディア用ハードウェア及びソフトウェアの開発・販売 3 広告代理業 4 インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守 5 インターネットを利用した小売業 6 インターネットを利用した調査サービス業 7 広告、宣伝に関する企画並びに製作 8 <u>各種イベントの企画、製作</u> 9 前各号の事業を行う者に対するコンサルティングの受託 10 前各号の事業を行う者に対する投融資 11 前各号に付帯又は関連する一切の業務	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 インターネットを利用した各種情報提供サービス業 2 マルチメディア用ハードウェア及びソフトウェアの開発・販売 3 広告代理業 4 インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守 5 インターネットを利用した小売業 6 インターネットを利用した調査サービス業 7 広告、宣伝に関する企画並びに製作 8 <u>スポーツ、演芸、演劇、映画、音楽その他各種イベントの企画、制作、興行及びチケット販売</u> 9 前各号の事業を行う者に対するコンサルティングの受託 10 前各号の事業を行う者に対する投融資 11 前各号に付帯又は関連する一切の業務
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会議事録)	(株主総会議事録)
第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。	第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(電子提供措置等)
(新設)	第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
附則	附則
(監査役の実任免除に関する経過措置)	(監査役の実任免除に関する経過措置)
第10期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関して監査役と締結済の責任限定契	第1条 (現行どおり)

<p>約については、なお変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2)</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p><u>3)</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	---